

下呂市監査告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和7年度定期監査の監査結果に基づき講じた措置について、下呂市教育長から通知がありましたので、公表します。

令和8年3月3日

下呂市監査委員 都竹基己

下呂市監査委員 今井能和

令和7年度 定期監査結果（11月実施分）指摘事項等に伴う措置状況

指摘事項（1）小中学校における薬品の保管・管理について
担当課：各小中学校、教育総務課、学校教育課
<p>薬品については、文部科学省等からの通知により、保管・管理の徹底を図るとともに、取扱いに遺漏のないよう求められている。これまでも「爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化等に関する警察庁からの依頼について」（令和5年3月16日付4初教課第46号文部科学省初等中等教育局教育課程課長・文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長通知）において、学校に保管されている毒物、劇物等の化学物質に関して、一層の管理体制の点検・強化が示されている。特に、爆発物の原料となり得る化学物質11品目を含む毒物、劇物等の化学物質に関して管理強化を一層推進することが求められている。</p> <p>今回の監査において、小中学校の薬品保管状況について確認を行ったところ、小坂中学校において、劇物に指定されている過酸化水素水及びアンモニア水が施錠設備のない冷蔵庫に保管されていた。また、下呂中学校においても過酸化水素水が施錠設備のない冷蔵庫に保管されていた。</p> <p>施錠設備のある保管場所への保管と施錠を徹底されたい。</p>
措置状況
<p>（措置済、改善中、未措置）</p> <p>1. 措置内容</p> <p>ご指摘のあった2校において、施錠設備のない冷蔵庫に保管されていた劇物（過酸化水素水、アンモニア水）について、直ちに以下の措置を行いました。</p> <p>【保管場所の変更】</p> <p>該当する劇物を、施錠可能な薬品保管庫内に移動し、常時施錠を徹底する体制としました。</p> <p>【在庫確認】</p> <p>対象薬品の現有量を点検し、紛失等がないことを確認済みです。</p> <p>2. 再発防止策</p> <p>【全学校一斉点検の実施】</p> <p>市内全小中学校に対し、劇物・毒物の保管状況および施錠の有無について緊急点検を指示し、全小中学校において適切な管理を確認しました。</p> <p>【管理基準の徹底】</p> <p>教頭会及び小中学校理科部会を通して各学校に対し、冷蔵保管が必要な薬品で劇物指定がある場合は、施錠が必須であることを改めて周知徹底しました。</p>
指摘事項（2）小中学校の備品の管理について
担当課：各小中学校、教育総務課、学校教育課
<p>備品については、備品台帳に登載し、年1回、現物確認を実施しているが、金山小学校において、統合に際し菅田小学校、下原小学校、東第一小学校から引き継いだ備品を整理したものの、台帳に登載していなかったことから、現物確認も行っていなかった。これらは金山小学校の備品であり、確実に備品台帳に記載し現物と照合されたい。なお、引き継いだ備品は別途エ</p>

クセルファイルにて管理表が保管されていた。

また、下呂中学校において、下原小学校から移管した複写機を備品台帳に登載してはいるが取得価額の記載がなかった。移管した備品については、移管元の備品台帳記載の取得価額をそのまま引き継ぐことになるが、記載項目に遺漏がないよう徹底されたい。

措置状況

(措置済、改善中、未措置)

学校統合および備品移管に伴う事務処理の不備について、以下の通り是正いたしました。

【金山小学校における引継備品の登載】

エクセルファイルで管理されていた統合時の引継備品について、速やかに「備品台帳」への登載を完了するよう、担当校だけでなく南部支援室の事務職員に対しても確認するよう周知徹底しました。現在、すべての移管備品について備品台帳へ追記が完了しています。今後も定期点検を確実に全備品の現物照合を実施してまいります。

【下呂中学校における取得価額の追記】

下原小学校から移管された複写機について、移管元の情報を確認し、台帳の取得価額を調べ、適正に追記いたしました。

【再発防止】

統合や移管の際は、補助的な管理表のみに頼らず、速やかに正規台帳へ反映させることを各支援室業務で事務職員に周知徹底しました。

監査意見（１）小中学校における危機管理マニュアルの統一様式制定について

担当課：各小中学校、学校教育課

市内各小中学校では、独自の書式にて「危機管理マニュアル」を策定し、毎年度、一部改訂等して翌年度に引き継いでいる。内容を検討すると「事前の危機管理」「発生時（初動）の危機管理」「事後の危機管理」をしっかり踏まえている「危機管理マニュアル」を作成している小中学校は少ない。教職員の人事異動もあることから、市内小中学校の「危機管理マニュアル」を統一様式にし、人員体制が変わる新年度から迅速に危機管理体制が執れるよう整備されたい。

なお、通学路の危険箇所等、各小中学校の実情に応じた事項も記載されたい。

措置状況

(措置済、改善中、未措置)

ご指摘の「事前・発生時・事後の各段階を踏まえた危機管理」の重要性については、深く認識しております。各小中学校においては、校舎の構造、立地条件、通学路の状況等が異なるため、一律の「統一様式」ではなく、各校の実情に即した「独自様式」による策定が、現場での即応性を高めるものと考えております。一方で、内容の質のバラつきや異動時の引き継ぎに関する課題を解決するため、以下の措置を講じるよう教頭会で周知しました。

- 「事前・発生時・事後」の各段階を必ず盛り込み、マニュアルの質を高めます。
- 策定の参考となるマニュアルから自校の体制を整備・更新できるよう、教頭会で各校のマニュアルの交流を行う場を設定します。
- 各校のマニュアルの中に「危機管理の３段階」を満たしているか、通学路の危険箇所が最新情報になっているかを点検・指導する体制を整えます。（教頭会での複数点検や学校訪問での点検など）

監査意見（２）小中学校におけるグラウンド遊具の点検について

担当課：下呂中学校、教育総務課

今回、定期監査にて、小学校３校、中学校２校を監査したが、下呂中学校のグラウンドに設置してあるバスケットボールゴールが令和７年６月９日の業者点検にて全体の腐食からD判定（劣化している）となっていた。生徒の安全管理上、新品への交換等の措置を講じられたい。

措置状況

（措置済、**改善中**、未措置）

当該遊具の使用禁止措置を講じました。生徒の安全を最優先とし、予算確保でき次第、速やかに撤去します。

監査意見（３）学校給食危機管理マニュアルについて

担当課：学校給食センター

令和７年９月に給食の配送不備事案があったことから、今回の定期監査において、学校給食における危機管理マニュアルについて確認を行った。

異物混入への対応、食中毒への対応、食物アレルギー事故への対応については整備されていたが、今回の事案のような配送車の事故が発生した場合の対応や、台風等による給食中止の対応、荒天・降雪等による食材の納品・配送異常等が予想される場合の対応、施設及び設備に関わる事故の対応、調理員が急な休暇等で作業実施困難となった場合の対応、献立変更が必要となった場合の対応など、それぞれの事故例を想定したフローチャートを作成して、事故発生時などに速やかな対応がとれるようにされたい。

措置状況

（措置済、**改善中**、未措置）

それぞれの事案に対応するため、新たに以下のフローチャートを追加し、マニュアルを拡充しました。なお、改訂したマニュアルについては、今後、教頭会等を通じて速やかに各学校へ周知徹底を図ります。

- ・ 気象警報発表時等の対応：台風や荒天、降雪時における給食実施の有無の決定手順および連絡体制を明確化しました。
- ・ 配送事故、納品異常時の対応：配送車の事故や食材未着、施設設備の不具合等の不測の事態に備え、献立変更やアルファ化米等の代替食提供決定のタイムライン、学校への連絡手順を策定しました。
- ・ 調理員等の健康危機管理対応：ノロウイルス等感染症の疑いがある場合の出勤停止判断や、急な欠員が生じた際の作業体制の変更手順を整備しました。